

徳島県規則第五十七号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の徳島県教育支援委員会の項中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。